

## 【5. エネルギー使用量等の把握】

Q5-1. テナントビルのエネルギー使用量のうち、所有者が報告する範囲と、テナント等の使用者が報告する範囲にはそれぞれ何が含まれますか？

A5-1. テナントビルの所有者が報告するエネルギー使用量は、テナントビル全体のエネルギー使用量です。その際にはテナント部分の使用量（テナントが独自契約している都市ガスや水道等を含む）についてもあわせて報告してください。一方、テナント等の使用者はテナント占有部分の使用量を報告してください。

Q5-2. 電気使用量は昼夜間別で集計する必要がありますか？

A5-2. 電気使用量について昼間夜間を分離した集計が可能な場合（例：契約メニューに季節別時間帯別電力が含まれる場合）は、電気の使用量を昼夜間別に記載してください。昼間夜間の使用量が分離できない場合は「その他の買電」欄に記載してください。

Q5-3. 熱供給を受けていて、他に使用するエネルギーを把握していたら、地球温暖化対策報告書（その2）に示すエネルギー使用量を記載する欄が足りません。エネルギー使用量の多い順に記載していけばよいですか？

A5-3. 地球温暖化対策報告書（その2）には、エネルギー使用量の記載欄があり、電力、都市ガス以外のエネルギー使用量の記載には、燃料及び熱の「その他」の欄を使用してください。なお、記載欄が足りない場合には、まず、熱供給（温水、蒸気、冷水）の使用量を合算し、1本化して記載し、残りの3欄でその他のエネルギー使用量を記載してください。それでも欄が足りない場合には、個別にご相談していただくようお願いします。

Q5-4. ビルのテナントですが、ビルの所有者からエネルギー使用量を入手しましたが、「GJ」と記載しており、燃料の種類が解りません。地球温暖化対策報告書（その2）にはどのように記載すればよいですか？

A5-4. 入居しているビルの所有者にビルで使用するエネルギーの種類について確認する必要があります。「GJ」が熱供給の量の単位ではない場合には、使用しているエネルギー種別の使用量の比率で按分して、単位発熱量で割り返して固有単位あたりの使用量を求めて、原油換算エネルギー使用量や二酸化炭素排出量を計算してください。

Q5-5. 地球温暖化対策報告書（その2）に記載するエネルギー使用量や二酸化炭素排出量は、小数点以下を四捨五入して計算すればよいですか？

A5-5. 地球温暖化対策報告書（その2）には、原則として「3. 二酸化炭素排出量の内訳」の欄は、端数処理をしませんので、数字が収まるように少数点以下第4位を切り捨て、第3位まで記載するようにしてください。なお、「2. 原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量」の欄への記載は、小数点以下を切り捨て、整数で記載してください。\*地球温暖化対策報告書作成ツールを利用いただければ、自動計算します。

Q5-6. 事業所にエネルギー等供給会社からの請求書が届いていない場合はどうすればよいですか？

A5-6. 複数の事業所等を運営している場合、エネルギー等供給会社からの請求については、本社等へ一括して請求している場合もありますので、本社等に確認するとともに、必要に応じて契約しているエネルギー等供給会社に確認するなど、事業所等のエネルギー等使用量の把握を行ってください。

Q5-7. エネルギー等供給会社からの請求期間が年度に合致しない場合はどうすればよいですか？

A5-7. エネルギー等供給会社からの請求書で確認する場合など、12ヶ月分のエネルギー使用量の請求期間が4/1～3/31に合致しないときには、12ヶ月分の請求書が揃っていれば、エネルギー等供給会社の請求期間の使用量で問題ありません。（例えば3/15～4/14使用分が、「4月使用分」として請求されている場合には、4月分として取り扱って構いません。）

Q5-8. エネルギー等供給会社の検針値とは別に自ら設置した計量器によるエネルギー使用量がある場合はどちらの使用量を用いればよいですか？

A5-8. エネルギー使用量等の管理のために自ら設置した管理用の計量器がある場合には、エネルギー等供給会社の請求書等に代えて、その計量器によりエネルギー等使用量を把握しても差し支えありません。ただし、都が調査によりエネルギー等使用量の確認を行う場合には、エネルギー等供給会社からの請求書等により確認していきますので、請求書等についても保管するようにしておいてください。

Q5-9. エネルギー使用量の推計方法については、東京都地球温暖化対策指針に記載がありますが、合理的な方法であれば記載されている方法によらなくてもよいですか？

A5-9. エネルギー使用量は原則として計量器による把握が望ましいですが、指針には、特定の実績値を基に推計する方法も示しています。指針で示す推計方法の枠内において合理的な方法による推計を行ってください。なお、推計を行った場合は報告書に推計の根拠となる資料を添付してください。

Q5-10. 水道使用量は、報告項目には含めないということでよいですか？

A5-10. 上下水道の使用量は、報告書の提出義務の有無の判断（原油換算エネルギー使用量の合計が3,000kL以上）に含めるものではありませんが、報告書へ記載する項目になっています。これは上下水道の使用量が大きなウエイトを占めている業種や事業所等もあり、上下水道の使用量を削減していくことは、温暖化対策を推進していく上で、大変重要なものと考えているためです。

Q5-11. エネルギー使用量の報告について「自動車、鉄道、船舶、航空機の運行又は運航に伴うものは除く」とありますが、営業用車両また、構内移動用車両や荷積卸用等

の特殊車両で使用するガソリン等の使用量は、対象外としてよいですか？また、特殊車両が電動であった場合、その電力使用量は、事業所の使用量から差し引くのですか？現状は、分離することが難しいです。

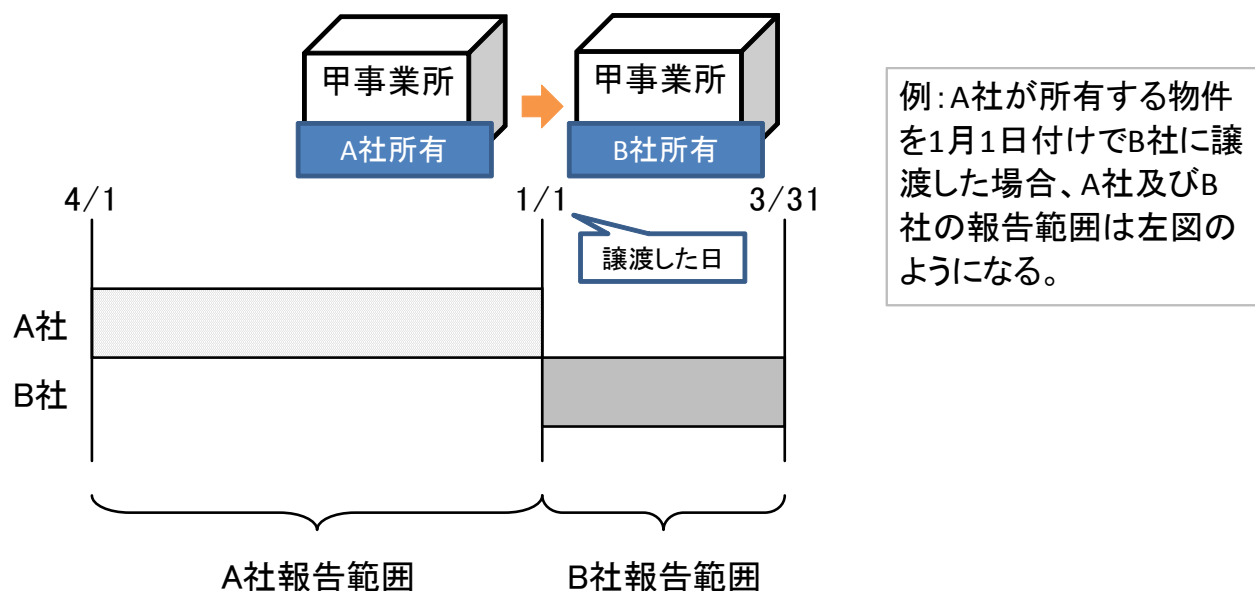
A5-1 1. 自動車のエネルギー使用量については、地球温暖化対策報告書の算定には含める必要はありません。なお、特殊車両が電動である場合、事業所のエネルギー使用量からの除外が困難なときは、敢えて除外せず、算定対象に含めても問題ありません。

Q5-1 2. 報告対象から住居に伴うエネルギー使用量は除くとありますが、社宅や社員寮も住居に使用する部分と考えてよいですか？また、同一事業所内に住居区画が混在している場合はどのように報告すればよいですか？

A5-1 2. 社宅や社員寮は住居に使用する部分にあたりますので、エネルギー使用量の報告範囲には該当しません。同一事業所内に住居区画がある場合は、住居区画は除き、事業用として使用する範囲についてのみ報告範囲に該当します。

Q5-1 3. 合併・分社・譲渡等により、年度の途中で事業所を所有する会社に変更になった場合には、事業所等のエネルギー使用量の把握はどのように行えばよいですか？

A5-1 3. 合併等により新たに事業所を所有・使用することになった事業者は、当該事業所について合併した日以降のエネルギー使用実績を報告してください。また、譲渡等により事業所を所有・使用しなくなった事業者は、当該事業所を譲渡した日までのエネルギー使用実績を報告してください。その際には合併日又は譲渡日を特記事項に記入願います。分社に関わる事業所の合併・譲渡についても同様です。



なお、報告書の提出が義務となっている事業者が、合併、倒産等により消滅してしまう場合には、その旨を東京都に報告してください。

Q5-1 4. 地球温暖化対策報告書作成ハンドブック（本編）の「単位発熱量および排出

係数一覧」では、都市ガスの単位発熱量の換算係数が45.0GJ/千Nm<sup>3</sup>となっていますが、総量削減義務制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインでは、ガス会社によっては換算係数が異なります。本制度では、45.0GJ/千Nm<sup>3</sup>とは異なる換算係数を使用することは認められますか？

A5-14. 地球温暖化対策報告書制度で使用する係数は、「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」を根拠とし、地球温暖化対策報告書作成ハンドブック（本編）に分かりやすく一覧表にまとめたものです。したがって、明確な根拠があれば事業者側で設定した係数を使用いただいて構いません。

Q5-15. 場内に排熱を利用した自家発電設備があります。この場合の使用量は、発電した電気も報告対象になりますか？

A5-15. 事業所内の自家発電設備で発電された電気の量は、エネルギー使用量としては、計上しません。自家発電設備に供給するエネルギー使用量又は、排熱を利用しているのであれば、排熱を発生させている設備に供給しているエネルギー使用量など、事業所の外から供給されたエネルギー使用量が報告対象となります。

Q5-16. 学校や工場のように、同一の敷地内に複数の建物等が存在する場合は、エネルギー使用量の報告はどのように行えばよいですか？

A5-16. 同一敷地内に複数の建物等が存在する場合は、それらの建物等について、エネルギー管理の連動性があると判断される場合は1事業所として報告してください。また、隣接する敷地に存在する建物についても、エネルギー管理の連動性があると判断される場合は1事業所の範囲に含まれます。

